

4. 運営の手順

(1)警戒レベル3の発令

～第一避難所の開設、要配慮者避難の促進～

- ①ふじが丘集会所「第一避難場所」開設手順に従い開設する。
- ②執行部は直ちに本部、情報班、救護班に集会所集合のラインを配信する。
- ③救護班を中心に会場の設営を行う。
 1. 避難場所設営看板の設置
 2. 小ホールに畳を敷き詰め8畳の和室を作る
 3. 和室に座り机1脚を用意し、ポット、紙コップ、急須、茶の葉、座布団などを用意する
 4. 屋内倉庫よりアルミシート(8枚)、アルミロールシート(4枚)を大ホール3分の2に敷き詰める
 5. 座り机6脚を適当に配列し、周囲に座布団を配置する
-新型コロナウイルス感染予防を考慮しソーシャルディスタンスを確保する
 6. テレビを大ホールに移動させ、災害ニュースを放映する
 7. レベル4発令に備え、防災倉庫より「避難所開設BOX」を搬入する
- ④情報班は第一避難所開設に伴い避難者の受け入り及び避難の呼びかけを実施する
1. 第一避難所開設の旨を有線放送を行う
アナウンス内容:避難所の呼びかけと避難の準備をする事
2. 避難者受付と避難者リストの作成
3. レッドゾーン、イエローゾーンの要配慮者へ避難所開設のお知らせと「避難を始めてください」の声掛けを電話で行う(要配慮者リスト)
- ⑤執行部以外の役員は一旦解散する。

(2) 警戒レベル4の発令

～要配慮者の避難確認と救援活動～

- ① 民生委員、役員、区長は緊急避難所 再集合。
 - ・当日参加役員で、本部、情報班、救護班を再編する。
- ② 情報班は警戒レベル4発令に従い、避難促進の有線放送を行う。
 - ・アナウンス内容「ただいま避難開始の発令が出ました。レッドゾーンにお住まいの方は直ちに安全な場所に避難してください」
- ③ 情報班はレッド、イエローゾーン要配慮者リストに従い、電話で避難確認を行う。
 - ・「避難した・今から避難・救援希望・連絡取れず」の確認を行う。
 - ・確認後、結果を直ちに本部に知らせる。
- ④ 救護班は避難救援隊を編成し、避難希望者宅を訪問する。
- ⑤ 本部は、救護状況については必要に応じて警察または消防署に通報する

(3) 警戒レベル4の解除

- ① 本部は避難所の閉所を指示する
- ② ②閉所後直ちに集会所の片付けを全員で行う